

第23期岡山海区漁業調整委員会委員の募集要領

岡山海区漁業調整委員会の委員の任期が令和7年3月31日をもって満了することに伴い、漁業法（昭和24年法律第267号）第139条第1項の規定により、次のとおり委員候補者を募集します。

1 任期

令和7年4月1日から令和11年3月31日までの4年間

2 募集人数及び内訳

15人	うち	漁業者委員	9人
		学識委員	2人
		中立委員	2人
		その他委員	2人

3 募集方法

(1) 推薦

漁業者又は漁業者が組織する団体その他の関係者が推薦する方法

(2) 応募

自らが委員に応募する方法

4 推薦を受ける者及び応募する者の資格

漁業に関する識見を有し、岡山海区漁業調整委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者であることが必要です。

なお、委員区分ごとに、以下の各条件を満たす必要があります。

(1) 漁業者委員

岡山市中区、岡山市東区、岡山市南区、倉敷市、玉野市、笠岡市、備前市、瀬戸内市、又は浅口市の区域内に住所又は事業場を有する漁業者又は漁業従事者（1年に90日以上、漁船を使用する漁業を営み、又は漁業者のために漁船を使用して行う水産動植物の採捕若しくは養殖に従事する者に限ります。）

(2) 学識委員

資源管理及び漁業経営についての学識経験を有する者

(3) 中立委員

岡山海区漁業調整委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者

(4) その他委員

(1)～(3)に属さない者

また、委員の就任予定日（令和7年4月1日）において、次のいずれかに該当する場合は、委員となることができません。

- ① 年齢満18歳未満の者
- ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ③ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は受けることがなくなるまでの者
- ④ 岡山県暴力団排除条例に規定する暴力団員等
- ⑤ 岡山県議会議員
- ⑥ 岡山県職員

5 主な業務

- (1) 漁業権の免許や漁業許可等の漁業調整に関する事項、水産動植物の採捕の制限・禁止の指示に関する審議等
- (2) 近隣海区と組織する連合海区漁業調整委員会における漁業調整に関する審議等

6 報酬

非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年岡山県条例6号）により支給します。

なお、令和6年度の報酬額は、会長は日額35,000円、その他の委員は、日額30,000円です。

7 募集期間

令和6年9月30日（月）から令和6年10月31日（木）17時15分まで

8 提出書類（各1通）

- (1) 推薦の場合
 - ア 推薦書（様式第1号又は様式第2号）
 - イ 履歴書（様式第4号）
- (2) 応募の場合
 - ア 申込書（様式第3号）
 - イ 履歴書（様式第4号）

※各様式は岡山県農林水産部水産課で配布するほか、岡山県水産課ウェブサイト（<https://www.pref.okayama.jp/page/687632.html>）からダウンロードすることができます。

9 提出方法及び提出先

(1) 提出方法

郵送又は持参

※ 郵送の場合は、令和6年10月31日までの消印があるものは有効です。

普通郵便で郵送事故があった場合の責任は負いません。(簡易書留が望ましい)
封筒の表に「海区委員申請書類」と朱書してください。

提出先に持参する場合の受付時間は8時30分から17時15分で、土曜日、日曜日及び祝日は閉庁日のため持参による受付はできないため注意してください。

(2) 提出先

〒700-8570

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県農林水産部水産課漁政班

10 選任方法

申請内容を基に委員候補者を決定し、岡山県議会において同意を得た上で知事が任命します。

11 選任結果の通知

被推薦者及び応募者に対して選任結果を通知します。

12 その他

- (1) 候補者案の同意を行う県議会又はその議員は、推薦を行うことは認められません。
- (2) 提出された書類は、選任以外の目的には使用しません。また、理由のいかんにかかわらず返却はしません。
- (3) 提出された書類等に虚偽の記載があることが判明した場合は、委員就任後であっても任命を取り消す場合があります。
- (4) 候補者になった場合及び任命された場合は、県議会に提出する議案書、参考資料等に顔写真を掲載する可能性がありますので、あらかじめ御了承ください。
- (5) 受付期間の中間及び終了後に、水産課ホームページにおいて提出のあった推薦及び応募書類を基に次の内容を公表します。
 - ア 推薦者が個人である場合は、代表者の氏名、職業、年齢及び性別
 - イ 推薦者が法人又は団体である場合にあっては、名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数、構成員たる資格その他の当該推薦をする者の性格を明らかにする事項
 - ウ 被推薦者又は応募者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び漁業経営の状況

- エ 被推薦者又は応募者が、漁業者又は漁業従事者であるか否かの別
- オ 推薦又は応募の理由
- カ 被推薦者の数並びにそのうちの漁業者及び漁業従事者の数
- キ 応募者の数並びにそのうちの漁業者及び漁業従事者の数

1.3 問い合わせ先

〒700-8570

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県農林水産部水産課漁政班

電話：086-226-7445

ファクシミリ：086-223-3511